

申告に必要な持ち物

申告前に必ず確認してください。書類がそろっていないと受付できない場合があります。

①本人確認書類

(1)または(2)のとおり準備してください。

(1)マイナンバーカード(個人番号カード)

(2)通知カード+身元確認書類

(詳しくは、下記の「マイナンバーの記載と本人確認書類の提示」を確認してください。)

※代理人が申告する場合は代理権を証明する書類(委任状)と本人確認書類が必要です。同一世帯であれば委任状は不要です。

②印鑑(認印可・スタンプ式不可)

③昨年の収入の分かるもの

- ・給与の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・営業、農業、不動産所得がある人は、収支内訳書
※収支内訳書は事前に作成しておいてください。
- ・シルバー人材センターでの収入がある人は配分金支払証明書
- ・個人年金の支払証明書や生命保険の満期返戻金など

④控除の金額が分かるもの

- ・国民健康保険税、国民年金保険料や生命保険料・地震保険料等の支払いの証明
- ・医療費控除を受ける人は、医療費控除明細書。セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける人は、明細書と申告者本人の健康診断など一定の取り組みを証明するものが必要です。
※明細書は事前に作成しておいてください。
- ・寄附金控除を受ける人は、寄附団体からの受領書や証明書
- ・障害者控除の適用を受ける人は、障害者手帳など障害の等級の分かるものや、障害者控除対象者認定書
- ・国外在住の親族を追加で扶養する人は、送金証明書・親族であることを証明する書類

⑤所得税の還付申告を受ける場合

本人名義の預金口座番号が分かるもの

⑥税務署から送られてきた「確定申告のお知らせ」はがき、または通知書

収支内訳書や医療費控除明細書は、国税庁ホームページからダウンロードするか、税務署窓口で配布しています。

●マイナンバーの記載と本人確認書類の提示

確定申告書および町県民税申告書の提出には、「マイナンバー(個人番号)の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

申告者だけでなく、控除対象配偶者・扶養親族(16歳未満も含む)・事業専従者もマイナンバーの記載が必要となります。

本人確認書類について

本人確認書類は以下のとおりです。

●「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちの人

マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

●「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちでない人

～申告者本人の個人番号が分かる書類～

- ・通知カード
- ・マイナンバーの記載のある住民票

+

～身元確認書類～

- ・運転免許証
- ・年金手帳
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・身体障害者手帳
- などのうちいずれか1つ



※代理人が申告を行う場合も申告者本人の本人確認書類が必要になります。